

西那須野マロニエ訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 学校法人国際医療福祉大学が開設する西那須野マロニエ訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の職員(以下「看護師等」という)が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)の必要を認めた高齢者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、高齢者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 主たる事業所

- ① 名 称： 西那須野マロニエ訪問看護ステーション
- ② 所在地： 栃木県那須塩原市井口533-11
にしなすの総合在宅ケアセンター内

(2) 出張所

- ① 名 称： 西那須野マロニエ訪問看護ステーションサテライト事業所
- ② 所在地： 大田原市北金丸2600-6
国際医療福祉大学クリニック内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとし、介護予防を兼務する。

- (1) 管理者 看護師 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 職員 看護師 3名以上(内1名は管理者)
訪問看護計画書作成及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 1名以上
在宅におけるリハビリテーションを担当する。
事務職員 必要適当数
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、下記のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。但し、12月31日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (3) その他 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者又は家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから、併設の国際医療福祉大学病院、又は那須郡市医師会及び那須塩原市高齢者サービス調整チームに主治医の選定を依頼する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) その他医師の指示による医療処置

(緊急時・事故発生時等における対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、事故その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
3. 重大事故発生時等は適切に管轄行政に報告をする。
4. 24時間体制とし、連絡方法は携帯電話による連絡体制とする。

(利用料)

第9条 訪問看護を提供した場合、別添料金表のとおり、医療保険各法・介護保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

2. 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
3. 介護保険各法に基づき訪問看護を提供した場合を除き、その他利用料として、次の額を徴収する。

【医療保険】

- (1) 営業時間内で2時間を超える訪問看護料：1回3,200円
- (2) 営業日以外の訪問看護料（日曜日、年末年始）：1回3,200円

- (3)営業日以外の訪問看護料（入退院日）：1回10,500円
- 4.訪問看護に要した交通費は、通常の事業実施地域以外は1回220円とする。
- 5.日常生活上必要な物品 実費
- 6.死後の処置料 11,000円

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は次の通りとおりとする。

- (1) 主たる事業所
那須塩原市(旧西那須野町、旧塩原町の地域)、大田原市(旧大田原市の地域)とする。
- (2) 出張所
大田原市、那珂川町、那須烏山市とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町へ報告する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、知識と技能の研鑽を欠かさず業務体制を整備することを心懸ける。

2. 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
3. 職員は業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。
4. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
5. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
6. 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
7. 訪問看護ステーションは訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管しなければならない。
8. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人国際医療福祉大学と訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年1月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年10月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年8月1日から施行する。
この規定は、平成30年4月1日から施行する。
この規定は、令和1年10月1日から施行する。
この規定は、令和2年6月1日から施行する。
この規定は、令和6年3月15日から施行する。